

---

プロジェクト **ASAF 対応（概念フレームワーク）**

項目 **未履行契約（2014 年 6 月 ASAF ペーパー8B）**

---

### 本資料の目的

1. 2014 年 6 月開催の ASAF 会議のためのアジェンダ・ペーパー8B では、未履行契約について議論がなされ、IASB スタッフの暫定的結論(tentative conclusions)が記述されている。
2. 本資料では、本アジェンダ・ペーパーの概要を説明するとともに、ASAF 会議における意見発信案を検討する。

### IASB スタッフの暫定的結論

3. IASB スタッフの暫定的結論は次のとおりである。
  - (a) 未履行契約に含まれる資産及び負債の性質：概念フレームワークは未履行契約に含まれる資産及び負債の性質を特定すべきである。
    - i. 強制可能な未履行契約は、経済的資源を交換するための（あるいは、契約が純額決済される場合には、二つの経済的資源の価値の差を支払うか受け取るための）権利と義務を含む。結合された権利と義務は単一の資産又は負債を構成する。
    - ii. ある場合には、資源を購入する先渡契約の条件が、将来時点まで物理的所有や法的所有権を移転しないとしても、購入者にその資源の支配を与える。そのような場合、購入者は資産（既に支配している基礎となる資源）と負債（その資源に対して支払う義務）の双方を識別すべきである。この場合、契約は未履行ではない。販売者はすでにその義務を履行している。
  - (b) 未履行契約の資産及び負債の測定：概念フレームワークは、未履行契約の資産又は負債の測定を扱うべきではない。代わりに、IASB は特定の基準の中に特定のタイプの未履行契約への要求事項を規定する際に、概念フレームワークにある一般的な測定概念を適用すべきである。
  - (c) 暫定的結論が現行の基準へ与える影響：大部分の IFRS の要求事項は広い意味で IASB スタッフの暫定的結論と整合的である。異なる場合には、その理由がある。IASB スタッフは根本的な conflict を識別していないと考えている。

**(a) 未履行契約に含まれる資産及び負債の性質**

**経済的資源の交換により決済される未履行契約に含まれる権利と義務は何か？**

4. IASB スタッフは以下の2つの見解を紹介している。
  - (a) 見解1：ある資源を受け取る権利と別の資源を移転する義務である。この考えでは、強制可能で資源の交換により決済される未履行契約を有する企業は、資産と負債の双方を有している。しかし、未履行契約の資産と負債の双方を識別することは、資産と負債が別個に認識、測定、表示されることを意味するものではない。IASB は DP において、IASB が特定の基準を開発する際に、通常、会計単位が決定されるべきという予備的見解を示している。
  - (b) 見解2：資源(resources)を交換する権利と義務である。IAS32 は、金融資産及び金融負債の定義において、この考えを適用している。
5. IASB スタッフは未履行契約における企業の権利と義務は相互に高い依存関係にあることに着目している。ある資源を受け取る権利は、他の資源を移転する義務を履行することを条件としている。
6. IASB スタッフは、そのような依存関係から、資産と負債は分離可能ではない(not separable)と考え、見解2を暫定的結論としている。

**経済的資源を交換する権利と義務は別個の資産と負債を生じさせるか、あるいは単一の資産又は負債を生じさせるか？**

7. 前項までの論点で、見解2をとる場合、次に以下の見解を検討する必要がある。
  - (a) 見解A：有利な条件で資源を交換する権利は資産であり、不利な条件で資源を交換する権利は負債である。
  - (b) 見解B：結合された権利と義務が単一の資産又は負債を構成する。
8. 見解Aの論拠は、資源を交換する権利は買建オプションと同等であり、資源を交換する義務は売建オプションと同等であることにある。企業が資源を100で購入する契約を締結し、その価格100は将来の交換時における次のような市場価値の予想を反映していると仮定する。この場合、企業は資産4と負債4を識別する。

Possible market price	cu80	cu90	cu100	cu110	cu120
Probability	10%	20%	40%	20%	10%

資産（買建オプション） = [(cu110 - cu100) × 20%] + [(cu120 - cu100) × 10%]

負債（売建オプション） [(cu90 - cu100) × 20%] + [(cu80 - cu100) × 10%]

9. 見解 B の論拠は、未履行契約の権利と義務はオプションと同じではないことにある。契約の条件のもとでは、交換という唯一の結果が生じる。企業は資源を 100 で購入する契約を締結しており、交換される資源の価値の間に差がない場合には資産又は負債はゼロで測定される。
10. IASB スタッフは、前項の理由により、見解 B を暫定的結論としている。

**契約が、経済的資源の交換ではなく、純額決済される場合、その資産と負債はどのように異なるか？**

11. IASB スタッフは、契約が純額決済される場合も、二つの資源の価値の差額を支払う又は受けとる結合された権利又は義務は単一の資産又は負債を構成すると暫定的に結論付けている。

**当事者が異なる時点で履行を行う場合、交換はいつ生じるか？**

12. 当事者が異なる時点で履行を行うとしても、第一の交換の時点で同時の交換 (simultaneous exchange) が生じる。その時点で一方の当事者はある資源を移転し同時に別の資源（例：売掛債権）を受け取っている。第一の交換の前には、それぞれの当事者は第一の交換を行う権利と義務を有している。

**受け取る資源を移転する資源を資産と負債として別個に表示すべき場合はあるか？**

13. 以上の IASB スタッフの暫定的結論では、強制可能な未履行契約は、交換される（又は純額決済される）資源の価値の差額を参照して測定された単一の資産又は負債を生じさせることになる。これに対する可能性のある例外について以下で議論している。
14. ある場合には、資源を購入する先渡契約の条件が、将来時点まで物理的所有や法的所有権を移転しないとしても、購入者にその資源の支配を与える。IASB スタッフはこの場合、当該契約は双方未履行ではないと考えている。IASB スタッフの暫定的見解は、この場合には、企業は資産と負債の双方を識別すべきというものである。このような状況を示す要素としては例えば次のようなものが考えられる。
- (a) 裁判所が特定の義務の履行を強制するタイプの契約である。かつ、
  - (b) 販売者が同等の資産で代替することができない。そのような状況では、販売者は購入者に販売することを契約した特定の資産を別の者に販売するという実質的能力を喪失している。

(b) 未履行契約の資産及び負債の測定

15. IASB スタッフの暫定的見解は、IASB は未履行契約の測定要求事項を他の資産や負債の測定要求事項を開発するのと同じ手法で開発すべきというものである。言い換えれば、IASB は、ある基準で特定のタイプの未履行契約の要求事項を規定する際に、概念フレームワークにおける一般的な測定概念を適用する。
16. 本アジェンダ・ペーパーの параグラフ 25 の考え方（本資料の 7 項の見解 B）は、測定に次のことを示唆する。資産又は負債の測定は、
- (a) 交換される資源の価値の予想される差異を反映し、したがって、
  - (b) それぞれの資源の価値を測定するのに用いられる基礎に依拠する。
17. IASB は、ある基準は未履行契約の資産又は負債に、それがもはや未履行でなくなったときと同一の測定基礎を規定すべきと決定できるかもしれない。仮に IASB がこのアプローチを既存の基準に適用した場合、多くの未履行契約の資産及び負債は、それが不利な契約でない限り、ゼロで測定される（実質的に認識されない）。

設例 5A：棚卸資産の購入契約

IAS2 号では、棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定される。これと整合的とするためには、棚卸資産を購入する未履行契約は(a)移転されるキャッシュ（契約価額）と(b)取得原価（契約価額）と正味実現可能価額のいずれか低い額の両者を比較して測定されるであろう。

両者の差異は、正味実現可能価額が取得価額より低い場合を除き、ゼロとなる。

18. 次に、本アジェンダ・ペーパーの параグラフ 30 の考え方（本資料の 12 項参照）は、資産又は負債の測定は以下の 2 つの差額を反映することを示唆する。
- (a) 第一の交換の時点における、一方の当事者がその時点で移転する資源の価値
  - (b) 第一の交換の時点における、一方の当事者がその時点で受け採る資源（すなわち、相手の当事者から別の資源を受け取る権利）の価値

設例 6：後払いの購入契約

企業は T0 時点で、T1 時点で機器を受けとり、その後 T2 時点で支払いを行う契約を締結する。未履行契約の資産又は負債は T1 時点における(a)機器の価値と(b)T2 時点でキャッシュを支払う義務の価値を比較して測定される。その比較のために、T2 時点で支払う義務は T1 時点の現在価値に割り引かれる。

### (c) 暫定的結論が現行の基準へ与える影響

19. 大部分の IFRS の要求事項は広い意味で IASB スタッフの暫定的結論と整合的である。IASB スタッフが識別した異なる場合の例と、それに対する可能性のある論拠は次のとおりである。
- (a) 金融資産のレギュラー・ウェイ取引の取引日基準会計：取引日基準会計はよりシンプルでかつより実務的になりうる。これは、実務的論拠（概念的論拠ではなく）に基づき許容されてきたものであり、IASB スタッフは未履行契約の概念に今後変化が生じたとしてもこの論点を再度議論する必要はないと考えている。
  - (b) リース・プロジェクトにおいて議論されている借手の資産と負債の認識：IASB スタッフは、リースの ED において記述されている通り、貸手が原資産を借手に引き渡せば、リースはもはや未履行契約ではないと考えている。

### ASAF メンバーに対する質問

20. 本アジェンダ・ペーパーには以下の質問が含まれている。
- (a) 未履行契約に含まれる資産及び負債の性質：
    - (1) 概念フレームワークは未履行契約に含まれる資産及び負債の性質を特定すべきか。
    - (2) 未履行契約は資源を交換する権利と義務が含まれることに同意するか。同意しない場合、企業の権利と義務をどのように記述するか。
    - (3) 資源を交換する結合された権利と義務は単一の資産又は負債を構成し、それは交換される資源の価値の差異を反映するという点に同意するか。同意しない場合、どのような資産と負債が生じると考えるか。
    - (4) 資源を購入する先渡契約の条件が、将来時点まで物理的所有や法的所有権を移転しないとしても、購入者にその資源の支配を与える場合、その契約は未履行ではなく企業は資産と負債の双方を認識すべきということに同意するか。
    - (5) 未履行契約は別個の資産と負債を生じさせる場合があると考えるか。
  - (b) 未履行契約の資産及び負債の測定：概念フレームワークは、未履行契約の資

産又は負債の測定を扱うべきではなく、IASB は特定の基準の中に特定のタイプの未履行契約への要求事項を規定する際に、概念フレームワークにある一般的な測定概念を適用すべきである、という点に同意するか。

- (c) 暫定的結論が現行の基準へ与える影響：現行の会計基準と IASB スタッフの暫定的結論の間に根本的な conflict があると考えるか。

## ASAF 会議における発言案

21. ASAF 会議においては次のように発言することが考えられる。なお、ASBJ は、2013 年 7 月公表のディスカッション・ペーパーに対するコメント・レターにおいて、別紙のとおりコメントしている。

(a) について

- ・概念フレームワークは未履行契約に含まれる資産及び負債の性質を特定すべきという点について同意する。
- ・しかしながら、その際には、会計単位との議論の関係を明示することが必要である。我々は、見解 1 に記述されているように、未履行契約を「ある資源を受け取る権利と別の資源を移転する義務である。」と考えた上で、概念フレームワークにおいて、当該未履行契約の会計単位がどのように決定されるべきかを議論することが必要と考えている。
- ・これに関連して、本アジェンダ・ペーパーにおける暫定的結論の見解 2（強制可能な未履行契約は資源を交換する権利と義務を含む）は、未履行契約については会計単位を一つとして取り扱うということを示唆しているのか、確認したい。
- ・未履行契約について、どのような場合に資産と負債を別個に識別すべきかについて、より具体的に記述をしていくという方向性については同意する。しかしながら、本アジェンダ・ペーパーに示されている契約の例（本資料の 14 項参照）は、これを IASB スタッフが双方未履行ではないと考えているのであれば、資産と負債を別個に識別すべき未履行契約の例として適切ではないのではないか。
- ・また、本資料の 14 項に記述した内容については、契約が未履行かどうかを判断する上で、(a) 契約の履行（売手による資源の引渡し）ではなく、(b) 資源の支配（買手による当該資源の支配の獲得）に焦点を当てているように見受けられる。我々は、両者の関係について整理した上で、議論することが必要と考えている。

(b) について

・質問にある「概念フレームワークは、未履行契約の資産又は負債の測定を扱うべきではない」という点については、その意味合いが明確でないのではないか。少なくとも、契約が双方未履行の段階では、そうでない段階と比べて、将来において取引価格と異なるキャッシュ・フローが生じる場合（例えば、解約する結果として生じる補償の支払いのみが生じる場合）がある。したがって、未履行契約の測定については、そうでない場合に係る一般的な測定概念のみを適用することで足りているのか、懸念がある。

(c) について

・リース契約については、原資産の引渡し時点で、貸手による義務が履行されたと考えれば、当該時点でリース契約はもはや未履行契約でないというアジェンダ・ペーパーの結論になるだろう。しかしながら、この結論は、契約における何の義務を履行義務と捉えるかによって変わるかもしれない。リース契約については、少なくとも一部の関係者は、貸手による義務として、原資産を引渡すことではなく、リース期間にわたって借手が原資産を使用することを許容する（allow）ことを強調していた。

#### ディスカッション・ポイント

・上記の ASAF 会議における発言案について、ご意見を頂きたい。

別紙：ディスカッション・ペーパーに対する ASBJ のコメント抜粋

39. 未履行契約の取扱いについては、概念フレームワークにおいて会計単位の問題として議論すべきである。我々は、会計単位の問題を整理することは堅牢な概念フレームの開発に不可欠な分野であると考えている（会計単位については、質問 24 に対する回答を参照）。
40. 本 DP3.110 項は、「未履行契約については、原則として (in principle)、正味の資産又は正味の負債が生じ、その当初測定は通常ゼロとなる」と記述している。我々は、この考えは、未履行契約を一つの会計単位として取り扱っていると理解している。この理解を前提とすれば、我々は、このような本 DP の提案内容について、以下の理由から同意する。
41. 当事者間で締結された契約が未履行の段階では、たとえその契約が強制可能であったとしても、少なくとも片方の当事者が全部又は部分的な履行を開始した後の段階と比較して、当事者による将来の履行可能性の点でより不確実性がある。例えば、多くの契約は、いずれかの当事者により解約することが可能であり、また、解約を申し出た当事者は、相手方に一定の補償を支払うことを要求されるかもしれないが、一般的に、その金額は契約額と比較すれば相当程度小さい。
42. このような契約が未履行の段階では、将来において契約額を基礎としたキャッシュ・フローの流入や流出が生じることについて不確実性があり、資産及び負債をそれぞれ総額で認識することは必ずしも目的適合的な情報とならないと考えられる。
43. しかしながら、提案内容のように未履行契約を原則として正味の資産又は正味の負債として認識するとしても、どのような場合に、そうすべきでないのかについては追加的な検討が必要である。
44. 例えば、一部の確定した長期契約では、解約不能条項を設定することや、履行されない場合には契約額に近い金額の補償支払いが要求されるような *disincentive* を設定することにより、履行されない不確実性を相当程度小さくしている。このようなケースにおいては、関連する資産と負債をそれぞれ総額で認識すべきかどうか、追加的な議論が必要と考える。

以上